

## 令和3年4月1日から溶接ヒューム等は特定化学物質として規制対象となります

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され金属をアーク溶接する作業等（以下「金属アーク溶接等作業」という。）において、金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒューム等へのばく露を防止するための措置の実施が必要となります。（改正政省令・告示 令和3年4月1日から適用 ※一部経過措置あり（令和4年4月1日施行））

### ポイント1：改正の背景

溶接ヒューム等に含まれている「塩基性酸化マンガン」については、特殊健康診断において一定の有所見者が認められている。また、溶接ヒューム等については、ばく露による視神経機能障害が多数の報告例があり、その多くにばく露量と作用に関係性が認められている。国際がん研究機構は2017年に「溶接ヒューム」をグループ1（人に対する発がん性）に分類した。

### ポイント2：溶接ヒュームへのばく露防止関係で実施が必要な事項

- 溶接ヒューム等に係る作業又は業務については、**特定化学物質等作業主任者の選任**
- 金属アーク溶接等を行う屋内作業場については、**全体換気による換気の実施**（注1）  
（注1）プッシュプル型換気装置および局所排気装置でも可
- 金属アーク溶接等作業を**継続して**行う屋内作業場において、①**新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき**又は②**金属アーク溶接等作業の方法を変更しようとするとき**は、あらかじめ、従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等（個人サンプリング）を用いて作業場の空気中の**溶接ヒュームの濃度の測定**（評価基準は「マンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>」）し、測定の都度、必要な事項を記録し、当該測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して**3年間保存する**
- 測定結果に応じ、**必要な改善措置（換気装置の風量調整等）を実施し**3.の測定で効果の確認を実施する測定結果に応じて、当該労働者に**有効な呼吸用保護具を使用させる**  
**面体を有する呼吸用保護具（フード形、フェイスシールド形等の呼吸用保護具は除く）は、1年以内ごとに1回、**定期的に、適切に装着されているか確認し、その**結果を3年間保存する**
- 金属アーク溶接等の作業を行う床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造とし、粉じんが飛散しない方法によって、**毎日1回以上掃除をする**

**○経過措置 上記1、4は令和4年3月31日まで猶予 上記3は令和3年度中に実施**

### ポイント3：健康診断の実施

金属アーク溶接等の作業に係る作業に従事する労働者について、**雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに**医師による健康診断の実施

#### 規制への対応例

令和2年度	令和3年度	令和4年度～
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定化学物質等作業主任者の選定検討</li> <li>当該作業に従事する労働者の把握</li> <li>作業場が水洗等で掃除できる構造か確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接ヒュームの濃度測定、呼吸用保護具の選定、換気装置の準備</li> <li>作業場の1回/日以上水洗等による掃除</li> <li>健康診断の実施</li> <li>特定化学物質等作業主任者の講習受講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定化学物質等作業主任者の選定</li> <li>溶接ヒューム濃度に応じた換気</li> <li>適切な呼吸用保護具の着用</li> </ul>

**ご不明な点が御座いましたら、お気軽にお問い合わせください。**

**芝浦セムテック株式会社**

https://www.s-semtek.co.jp/  
E-Mail:semtek\_info@s-semtek.co.jp

環境測定部 作業環境課  
住所 〒410-8510 静岡県沼津市大岡 2068-3  
電話 055-926-5170 FAX 055-925-6556